

「地域ふれあいホーム」に消防用設備を整備する団体を支援(補助)します!

熊本県は、高齢者も、障がい者も、子どもも、子育てしている方も、みんなの笑顔が集まる場所“地域ふれあいホーム”の整備等を支援します。



補助対象となる団体

民間団体(社会福祉法人、NPO 法人、地域福祉活動団体等)で、熊本県内に事務所を設置し、団体の定款や規約等を有することなどの条件を満たしている団体を対象としています。

補助対象となる事業

交付決定日から平成30年2月28日までに、熊本県内で「地域ふれあいホーム」に整備される消防用設備の設置に係る工事費、設備費で以下の項目に該当するもの

対象事業	対象経費	補助率・補助金額
地域の縁がわの機能を持ち、デイサービスやお泊まりのサービスなど日中や夜間にも利用できる共生型の施設「 <u>地域ふれあいホーム</u> 」の消防用設備の整備	地域ふれあいホームにおけるスプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備(以下、「消防用設備」という)の設備整備費	合計で <u>250 万円</u> まで (千円未満の端数は切り捨て) ただし、設備ごとに以下のとおりの補助金額 (a) スプリンクラー設備 実際に要した経費以内で、 <u>7,000 円</u> × (対象面積) m ² まで (b) 自動火災報知設備 2/3 以内で <u>100 万円</u> まで (c) 消防機関へ通報する火災報知設備 2/3 以内で <u>30 万円</u> まで

消防用設備の設置義務については、消防機関へ必ずご確認のうえ、申請をお願いします。

その他

補助対象団体及び補助対象経費については、内容を審査のうえ、予算の範囲内で決定します。

応募期限

平成29年7月21日(金)(郵送の場合も当日必着)

申請書の提出先、実績報告書の提出先

補助対象施設が熊本市以外にある場合→管轄する各広域本部福祉課

補助対象施設が熊本市内にある場合→健康福祉政策課地域支え合い支援室

団体の住所	申込先および提出先	住所 電話番号
荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	県北広域本部 菊池地域振興局福祉課	〒861-1331 菊池市隈府 1272-10 TEL 0968-25-0689
宇土市、宇城市、美里町	県央広域本部 宇城地域振興局総務福祉課	〒869-0532 宇城市松橋町久具 400-1 TEL 0964-32-0517
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	県央広域本部 上益城地域振興局福祉課	〒861-3206 御船町辺田見 396-1 TEL 096-282-0215
八代市、氷川町、水俣市、芦北町、津奈木町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	県南広域本部 八代地域振興局福祉課	〒866-0811 八代市西片町 1660 TEL 0965-33-8756
天草市、上天草市、苓北町	天草広域本部 天草地域振興局福祉課	〒863-0013 天草市今釜新町 3530 TEL 0969-22-4241
熊本市	地域支え合い支援室 (県庁新館3階)	〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 TEL 096-333-2201

※ 応募の前に、募集要項や Q&A で詳細を御確認ください。

募集要項等（申請書含む）は県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11695.html

また、各広域本部、各地域振興局、県庁情報プラザにも置いてあります。

申請にあたっては、募集要項等をよく読まれたうえでお申込みください。

↓地域の縁がわについてはこちらも御参照ください。

ホームページ「地域の縁がわ@くまもと」

http://www.pref.kumamoto.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=1237

地域の縁がわ

検索